

第一次野洲市総合計画 施策総括シート

基本目標	1	豊かな人間性をはぐくむまち
施策	5	人権の尊重と恒久平和の実現
施策の目標	年齢、性別、障がい、国籍、出自などに関わらず、お互いの人権を尊重し、支えあって暮らす共生社会をめざします。すべての市民が世界の恒久平和を希求し平和の尊さを共有できるまちをめざします。	
基本事業体系	①人権擁護のまちづくりの推進 ②人権教育・人権啓発の推進 ③部落差別の解消 ④男女共同参画の推進 ⑤平和教育・啓発の推進	

取組	ロードマップ掲載事業（主要事業）		主な内容
		市職員、市立学校教職員の人権教育の充実	・ 同和問題及び様々な人権問題に関する研修の実施
		野洲市人権施策の推進	・ 野洲市人権施策審議会、男女共同参画審議会の開催 ・ 啓発冊子「すてきなまちに」の発行 ・ 人権セミナー、啓発イベント等の実施 ・ 人権に関する作品などの募集・選考・展示会などの実施 ・ 次期人権施策基本計画・男女共同参画行動計画策定に伴う市民意識調査の実施および計画の策定
	その他の主な事業	・ 人権センター管理運営事業	・ 人権相談の実施
		・ 企業内人権啓発推進事業	
		・ 市民交流センター管理運営事業	・ 地域住民に対する相談業務の実施 ・ 子どもの居場所づくりの推進 ・ 地域住民を中心とした事業への支援
		・ 男女共同参画社会づくり事業	・ 男女共同参画推進活動団体の支援 ・ 男女共同参画フォーラム、研修会の実施
		・ 平和啓発事業	・ 平和パネル展の実施
		・ 平和のつどい開催事業	
	実績	・ H28までは「同和対策基本計画」に基づき、同和問題を中心として・市組織の内部で講師やファシリテーターとして行動できる知識やスキルを身につけるため、集合研修と職場研修をリンクさせた研修を開催した。 ・ H29以降は、同和問題を通常の人権施策の中に組み込み、「人権施策基本計画」に基づき、講演会等の啓発活動を行った。また、各事業において自発的・積極的な参加への転換を図った。 ・ 「野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例」、「野洲市男女共同参画推進条例」の目的を達成に向け、重要事項（計画の策定等）について調査審議していただくため「人権施策推進審議会」「男女共同参画審議会」を開催した。 ・ 様々な人権問題をテーマに作成した啓発冊子「すてきなまちに」を市民に全戸配布した。 ・ 関係課・機関と連携し人権相談を行った。 ・ 各自治会の人権教育推進員を中心として地域における自主的な人権研修、啓発を行っていただくため、各学区ごとに地区別懇談会説明会を実施した。 ・ 同和問題啓発強調月間や人権週間に合わせて、同和問題講演会や街頭啓発を実施した。 ・ 「男女共同参画行動計画」を実践することを活動の目的とした「参画やす」を支援し、男女共同参画フォーラムや研修会を実施した。 ・ 戦争の悲惨さと平和の尊さを考える機会として、平和啓発に関するパネルを購入・借用し、平和パネル展を開催した。 ・ 毎年8月に戦没者を追悼するとともに、過去の悲惨な戦争の教訓を決して風化させることなく次の世代に語り継ぎ、世界の恒久平和の実現をめざすことを目的として、「平和のつどい」を開催した。	

関連データ	指標	人権問題や差別に対して、正しい認識を示し行動することができる と考えられる市民の割合	<table><tr><th>計画策定時</th><th>H30</th><th>H32目標値</th></tr><tr><td>23.6%</td><td>62.3%</td><td>95%</td></tr></table>	計画策定時	H30	H32目標値	23.6%	62.3%	95%	備考 H30市民意向調査より。							
	計画策定時	H30	H32目標値														
	23.6%	62.3%	95%														
	指標	男女の共同参画が進んでいると思わない市民の割合	<table><tr><th>計画策定時</th><th>H30</th><th>H32目標値</th></tr><tr><td>39.3%</td><td>39.1%</td><td>20%</td></tr></table>	計画策定時	H30	H32目標値	39.3%	39.1%	20%	備考 H30市民意向調査より。							
	計画策定時	H30	H32目標値														
	39.3%	39.1%	20%														
	指標	各種審議会等委員の女性委員比率	<table><tr><th>計画策定時</th><th>H30</th><th>H32目標値</th></tr><tr><td>28.4%</td><td>36.7%</td><td>50%</td></tr></table>	計画策定時	H30	H32目標値	28.4%	36.7%	50%	備考 平成30年度実績。人権施策推進課提供。 (H17：358人/1,262人→H30：532人/1,448人) ※第3次野洲市男女共同参画行動計画（H28～）におけるH32目標値：40%							
	計画策定時	H30	H32目標値														
28.4%	36.7%	50%															
意向調査	人権問題や差別に対して、正しい認識を示し行動することができる	<table><tr><th>満足度</th><th>順位</th></tr><tr><td>1.86</td><td>8</td></tr></table> <table><tr><th>重要度</th><th>順位</th></tr><tr><td>2.11</td><td>22</td></tr></table>	満足度	順位	1.86	8	重要度	順位	2.11	22	備考 H30市民意向調査より。38項目中の順位。						
満足度	順位																
1.86	8																
重要度	順位																
2.11	22																
意向調査	地域社会や職場などにおけるあらゆる「意思決定」の場に、女性も男性も同じように参画できている	<table><tr><th>満足度</th><th>順位</th></tr><tr><td>1.34</td><td>25</td></tr></table> <table><tr><th>重要度</th><th>順位</th></tr><tr><td>2.03</td><td>25</td></tr></table>	満足度	順位	1.34	25	重要度	順位	2.03	25	備考 H30市民意向調査より。38項目中の順位。						
満足度	順位																
1.34	25																
重要度	順位																
2.03	25																
その他	地区別懇談会参加者延人数（人）	<table><tr><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr><tr><td>2,802</td><td>2,648</td><td>2,775</td><td>2,767</td><td>2,617</td><td>3,120</td><td>2,638</td></tr></table>	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	2,802	2,648	2,775	2,767	2,617	3,120	2,638	備考 実績より。人権施策推進課提供。
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30											
2,802	2,648	2,775	2,767	2,617	3,120	2,638											
その他	同和問題講演会参加者数(人)	<table><tr><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr><tr><td>287</td><td>270</td><td>279</td><td>289</td><td>240</td><td>232</td><td>199</td></tr></table>	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	287	270	279	289	240	232	199	備考 実績より。人権施策推進課提供。
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30											
287	270	279	289	240	232	199											
その他	審議会委員女性比率（％）	<table><tr><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr><tr><td>32.4</td><td>34.9</td><td>34.5</td><td>34.7</td><td>38.8</td><td>36.8</td><td>36.7</td></tr></table>	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	32.4	34.9	34.5	34.7	38.8	36.8	36.7	備考 実績より。人権施策推進課提供。
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30											
32.4	34.9	34.5	34.7	38.8	36.8	36.7											
関連する分野別計画	・子ども・子育て支援事業計画 ・人権施策基本計画 ・男女共同参画行動計画 ・人権教育基本方針 ・人権保育基本方針 ・平和都市宣言 ・人権尊重のまち宣言																

施策の 総括	①人権擁護のまちづくりの推進 ・人権侵害や人権侵害につながる問題に対して、不安や心配事が解消されるよう、電話や来所による人権相談に応じ他課との連携、また専門的な事例については人権擁護委員や弁護士相談につなぎ問題解決を図った。人権相談は、マニュアルどおりにいかないのが常であり、相談にあたっては、幅広い知識と相談員としての継続的な経験が必要である。 ・人権擁護委員が行う相談事業や啓発活動を支援し、特設人権相談所の開設や5歳児を対象に人権紙芝居を実施した。人権擁護活動や人権の大切さを知ってもらう機会のひとつとして継続的な取り組みが必要である。 ②人権教育・人権啓発の推進 ・人権尊重のまちづくりをめざして住民が主体となった人権啓発が推進できるよう市人権啓発推進協議会、各学区人権啓発推進協議会への支援を行うとともに、連携をしながら講演会、研修会、啓発イベント、地区別懇談会の開催、啓発冊子による広報啓発活動など、一定市民に対し人権意識の高揚を図ることができた。しかしながら、役員の固定化や高齢化が進んでおり、また、事業を消化することが目的となっている面もあることから事業目的を再確認し効果的な啓発事業を展開していくとともに、参加者の増加に向けた周知啓発の工夫が必要である。 ③部落差別の解消 ・同和行政を必要としない地域社会の実現に向け、「第2次同和对策基本計画」に基づき、同和問題を人権問題の重要な柱として据え、残された課題解決に向け諸施策の総合的かつ計画的な取り組みを進めてきた。また、「第3次人権施策基本計画」の中に同和問題を位置付け、必要な人に支援を提供するための一般施策を行うことにより同和問題の解決を図る仕組みへ変換を行った。しかしながら、まだまだ結婚や土地に対する部落差別意識や忌避意識は払拭されていない現状があることから、引き続き地域内外の交流事業や市民の人権意識高揚に向けた啓発活動を継続的に行う必要がある。 ④男女共同参画の推進 ・「男女共同参画行動計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け諸施策の総合的かつ計画的な取り組みを進めてきた。政策・方針決定の場への参画拡大の取り組みを進めてきた結果、各種審議会や委員会などの女性委員の割合は年々上昇傾向にある。行動計画の目標数値40%達成に向けさらなる働きかけが必要である。また、地域社会や家庭における男女平等の意識づくりの取り組みについては、フォーラムや講演会、セミナーの開催、広報・啓発誌による啓発活動の実施により、意識の高揚を図ることができた。しかし、固定的な性別役割分担意識は依然残っており、継続した取り組みが必要である。 ⑤平和教育・啓発の推進 ・市民の人権と環境がすべてにおいて守られている平和な社会の実現に向け、平和都市宣言を掲げ、平和啓発事業の取り組みの一環として平和パネル展を実施し、戦争が招く悲惨さや人の命の尊さについて啓発することができた。また、8月に「平和のつどい」を開催し、戦争が招く悲惨な状況や体験などについて、記録映画の上映や戦争体験者の講演により、風化させない取組ができた。また、次世代戦跡訪問に参加小中学生の体験作文を発表してもらう場を作れた。
次期計画 に向けた 課題 ・展望等	・人権相談内容が複雑多様化、長期化している傾向があり、住民が安心かつ容易に利用できる相談・支援体制の充実と相談にあたる職員の相談援助技術のスキルアップが必要である。また、新たな人権課題としてインターネットによる人権侵害がありその課題に対する適切な対応や啓発が必要である。 ・市民自らが主体的に人権教育・啓発を推進していくための新たな人材や団体の育成・支援が必要である。 ・同和問題をはじめあらゆる人権問題を解決するため、令和3年度が初年度となる「第4次人権施策基本計画」の目的達成に向けた具体的な取り組みと推進体制の充実、連携強化が必要である。また、平成28年に制定された「部落差別解消推進法」の具現化に向け、国・県と連動した取り組みが必要である。 ・令和3年度が初年度となる「第4次男女共同参画行動計画」の目的達成に向けた具体的な取り組みと推進体制の充実、連携強化が必要である。 ・国籍や文化の違いを超えた平和への取り組みに対する理解の促進をはかるとともに、平和啓発事業への積極的な参加者の拡大に向け、継続的な取り組みと合わせて、パネルの内容や周知・啓発方法について工夫が必要である。 ・「平和のつどい」を広く市民に向けた集会として開催しているが、参加者人数は年々若干増加傾向にあるものの市遺族会関係者が大半であるという現状となっている。終戦から70年以上が経過し、戦争が招く悲惨さを風化させない取組は今後も必要であり、広く市民に、特に若い世代に伝えていく試みが必要である。